

を捧奉給ひき、此功によりて、清鷹が女を、新内侍といふになされけり、略○中 此身人部といふは、今御隨身にて、家號を水口と稱ふ、其が古き家譜に書記せる趣なり、但し日野資朝卿は、前に元弘二年佐渡の國にて失はれ給へるよし、書どもに見えたるを、此家譜に然記せるは、もし實はよくこしらへて、佐渡を遁れ出おはして、此時の御供仕奉り給ひたりしにや、さらば御子資光卿なりけるを、父の御名に混へて、謬り語り傳へたりしには、あらざるか、さて又上件の御事は、いともかしく御秘事にして、世に聞ゆべきにも、あらざれば、書どもに記し傳へざりけるは、然ることなるを、たましくさる由ありて、身人部の家譜に記し傳へたるものなりけり、然れば、今あらはし申さむことはいと、かしくわざながら、かゝるめでたき大御世にありて、そのかみの御事を、かしくも思やり奉るあまりに、書添へつゝ、あなかしこ。

○按ズルニ、身人部氏家譜ハ、記文ニ疑フベキ事ナキニ非ズト雖モ、姑ク参考ノ爲ニ之ヲ録ス、
〔参考太平記二十五〕崇光院受禪事

天正本云、貞和四年戊子、略○中 十月二十七日、興仁王崇光南面ノ位ヲ踐セ給ヒシカバ、即三種ノ神器ヲ渡サレケリ、抑此靈寶ト申ハ、神代ヨリ傳レル重器ニ非ズ、只其納物等ヲ是ニ擬セラレテ、天子ノ守ニ用ラル、此内寶劔ハ、安徳天皇西海ノ波ニ没シ給フ時、沈失ケル後、晝御座御劔是ニ準ジ用ラル、賢所寶璽ニ於テハ、後醍醐院元弘逆亂ノ始ヨリ、玉體ニ從ヘテ今迄隠シ置マシシカバ、眞實ノ靈物ハ徒ニ邊鄙ノ寶トゾ成ニケル、

〔太平記三十〕吉野殿與相公羽林御和睦事

足利宰相中將義詮朝臣ハ、略○中 一旦事ヲ謀テ、姑ク洛中ヲ無爲ナラシメン爲ニ、吉野殿後村上へ使者ヲ立テ、略○中 君臣和睦ノ恩惠ヲ施サレ候ハ、武臣七徳ノ干戈ヲ戢テ、聖主萬歳ノ寶祚ヲ仰奉ルベシト、頻ニ奏聞ヲゾ經ラレケル、是ニ依テ諸卿僉議有テ、略○中 御合體ノ事仔細アラジトゾ仰出